

野田市中根地域福祉センター基本使用料（令和元年10月1日以降）

施設名	区分 室名	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで
地域福祉 センター	集会室	1,140円	2,280円	2,280円	4,990円
	研修室	1,420円	3,140円	3,140円	6,430円
	会議室				
	舞台	410円	990円	990円	2,130円
老人福祉 センター	教養娯楽室	320円	650円	650円	1,300円
	集会室	320円	650円	650円	1,300円
	生活相談室	190円	320円	320円	710円
	ホール	450円	970円	970円	2,080円

備考

- 1 各室の使用区分は、午前、午後、夜間及び全日とする。ただし、午前、午後又は午後、夜間を通じて使用することができる。
- 2 各室は、同時に使用することができる。この場合の使用料は、各室毎の合計額とする。
- 3 使用時間の延長は、原則として認めない。ただし、使用区分の前後に支障のない限り、館長の許可を得て使用時間の延長を認めることができるものとする。
- 4 上記3の使用時間の延長の許可を受けたときの延長に係る使用料は、基本使用料に1時間当たり20パーセントを加算する。
- 5 60歳以上の者の団体(おおむね10人を標準とする。)で、市内居住者に限り地域福祉センターを使用した場合の使用料は、基本使用料の半額とする。
- 6 使用時間は、使用に伴う準備時間及び使用後の整理時間を含む。
- 7 商品の展示、即売宣伝その他商行為等で使用する場合の使用料は、基本使用料の3倍(市内に住所を有しない者が使用する場合は5倍)の額とする。
- 8 使用の取消しによる使用料の還付については、別に定める。